

確定申告のお知らせ

所得税・復興特別所得税などは

2月16日（火）から

桐生税務署では、平成27年分の所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税の相談などについて、確定申告会場を税務署4階会議室に設置しています。

相談期間（土、日、祝日を除く）

○所得税及び復興特別所得税
2月16日（火）から3月15日（火）まで

○個人消費税

2月16日（火）から3月31日（木）まで

○贈与税

2月1日（月）から3月15日（火）まで

相談時間

午前9時から午後5時まで
※受け付けは午前8時30分から。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早目に締め切る場合があります。

申告書の作成には時間を要しますので、なるべく午後2時頃までにお越しください。郵送などでも提出できます。

確定申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成し、郵送や「Taxのいずれかで御提出ください。e-Taxでの御提出には事前準備が必要です。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎23121）へ。

国税の納税証明書請求はオンライン請求が便利です

インターネットに接続されたパソコンがあれば、国税に関する納税証明書のオンライン請求が可能です。オンライン請求であれば、手数料が安価で、窓口での待ち時間も短縮できます。

詳しいことは、国税庁ホームページを御覧ください。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎22 - 3121）へ。

税に関する無料相談

2月23日の「税理士記念日」に合わせて、所得税の還付申告に関する相談と各種の税に関する相談を行ないます。ただし、申告書の作成などは有料になる場合があります。

期日及び相談内容

・2月15日（月）＝所得税の還付申告に関する相談

・2月23日（火）＝各種の税に関する相談

時間＝午前10時～午後4時

場所＝市内の各税理士事務所

申し込み＝電話で各税理士事務所へ。

問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部（☎44 - 3301）へ。

市・県民税の申告と相談



市・県民税の申告や相談は、土・日曜日を除く2月16日（火）から3月15日（火）まで、市役所6階の会議室などで受け付けます。また、一部公民館でも事前に受け付けます。

会場や日程、受付時間などは広報きりゅう1月号を御覧ください。

○住宅借入金等特別控除について

平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年6月末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控

除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった場合は、平成28年度の市・県民税所得割額から控除できます。

○寄附金の控除について

市区町村や都道府県、群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部、群馬県や桐生市の条例で指定された団体に対し、2000円を超える寄附をした場合には、一定額を控除することができます。

問い合わせは、税務課市民税係（☎内線227）へ。

未来創生塾

産官学民で取り組む 新しい教育プログラム

平成25年4月にスタートした未来創生塾は、群馬大学理工学部を核に、桐生市の産・官・学・民が連携した桐生発のオリジナル教育プログラムで、来年度で4年目を迎えます。子供に発見の喜びと感動を提供して、感性を育み、世界に通用する人材育成と100年先の楽しい未来社会構築を視野に入れた試みを行っています。問い合わせは、生涯学習課社会教育係（☎内線651）へ。



応用編でのタケノコ掘り

未来創生塾の取り組みは、基礎編と応用編に分かれています。

基礎編では、市内全小学校を対象に未来創生プログラムを用いた授業を行いました。

学習目標にかなったメニューを選択し、各小学校が授業の一環として取り組みました。

また、応用編では、市内の小中学生とその保護者から希望者を募り、未来創生プログラムに基づいたフィールドワークを行っています。

未来創生プログラムとは、次のとおりです。

- 歴史編 地域の歴史に触れ、郷土の魅力を再発見する
- 文化編 地域の伝統文化に触れ、郷土の心を知る
- 産業編 地元企業を見学し、その魅力に迫る

● 自然編 地域の自然資源を活用し、感性を育む

● 芸術編 染色、絵画、陶芸などを通して未来社会に必要な感性を育む

● 国際編 留学生と交流し、国際感覚を養う

平成27年度において、応用編では、下表のとおり世界的に活躍する特色ある地元企業を数社訪ね、理解を深めたり、タケノコ掘りやヤマメの稚魚放流などで自然と親しんだり、感性を育みながら次世代を担う人材育成のための多彩なプログラムに取り組みました。

これらの系統立った様々なメニューを継続的に実施することにより、地元を誇りを持ち、世界に通じる感性豊かな人材が着実に増えていくことを期待しています。

平成27年度（第3期生） 年間スケジュール

- 第1回 入塾式・ガイダンス
- 第2回 文化編① 群大しだれ桜を見る会参加／工学編① 群大生と実験！(炭素の世界)
- 第3回 歴史編① 彦部家住宅、タケノコ掘り、草木染め
- 第4回 芸術編① 色と光の世界
- 第5回 自然編① 川と親しみ川を学ぶ／稚魚放流、水生昆虫探し／国際編① 留学生と一緒に低炭素型料理、合宿
- 第6回 産業編① 企業見学(株式会社ミツバ)
- 第7回 社会編① M、A、Y、Uに乗ってジャンボパレード参加
- 第8回 自然編② 清流読書
- 第9回 産業編② 企業見学(桐生信用金庫、朝倉染布株式会社)
- 第10回 工学編② 桐生高校サイエンスフェスタ参加
- 第11回 文化編② 桐生織塾(カード織り)、織物参考館紫
- 第12回 世界編① 陸上競技で世界に挑戦、高校生と一緒に
- 第13回 文化編③ 伝統的お正月 門松づくり、彦部屋敷
- 第14回 国際編② 食事のマナー教室(洋食)
- 第15回 まとめ(パワーポイント技法を学ぶ)
- 第16回 総合発表会・修了式

塾生募集

平成28年度
(第4期)

系統立てた未来創生プログラムを実施し、発見・感動の連続で楽しみながら感性を育み、次代を担う人材育成をします。活動は年間を通して毎月1回程度、休日に行います。

対象=市内小学生とその保護者

募集人数=親子40組(超えた場合は、面接の上、決定します)

申し込み=2月21日(日)までに申込用紙に必要事項を記入の上、未来創生委員会事務局へ。

申込用紙及び募集案内は、市内の小中学校で配布します。

問い合わせは、未来創生委員会事務局(桐生商工会議所内、☎45-1201)へ。



第3子以降の給食費無料化 申請・請求をお忘れなく

桐生市立以外の学校
在籍者にかかる申請・
請求を受け付けます

3人以上のお子さんを扶養し、そのうち第3子以降が桐生市立以外の小・中・特別支援学校（私立や市外などの学校）に在籍している児童生徒の保護者に、桐生市立小・中・特別支援学校の同学年の児童

マイナンバー 個人番号カード交付者に 交付通知書をお送りします

マイナンバーの個人番号カードは、申請者に対して、順次、市から交付通知書をお送りします。交付通知書、通知カード、本人確認書類（運転免許証など）、お持ちの人は住民基本台帳カードを持参の上、所定の交付場所へお越しください。

暗証番号の設定が必要です

交付場所において、本人確認の上、個人番号カード用の暗証番号を設定して交付します。暗証番号（下表参照）をあらかじめ考えておいてください。

問い合わせは、市民課住民係（☎内線245・246）へ。

・署名用電子証明書	英字と数字を組み合わせて、6文字以上16文字以下で設定します 英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用できます
・利用者証明用電子証明書 ・住民基本台帳 ・券面事項入力補助用	数字4桁（左の3項目は同じ暗証番号を設定することもできます）

調理場へ提出していただき、郵送でも受け付けます。
補助金請求の受け付けを開始します

及び生徒の給食費と同等額を補助金として交付します。申請に基づいて補助金を交付します。期日までに必ず申請してください。
申請方法 2月26日（金）までに申請書及び補助金請求書を、扶養しているお子さん全員分の保険証の写し、在籍している学校の在学証明書などとともに、学校給食中央共同調理場（☎450003）へ。

第3子以降の児童生徒が桐生市立の小・中・特別支援学校に在籍し、現在までに交付決定を受けた人は、2月上旬に学校を通じ、請求用紙を送付します。請求書の提出がないと、補助金の交付ができませんので、2月26日（金）までに在籍する学校へ必ず提出してください。
問い合わせは、学校給食中央共同調理場（☎450003）へ。

市有地を販売します

下表のとおり市有地4区画を販売します。
申し込み 2月8日（月）から26日（金）まで（土、日、祝日を除く）に申込用紙に必要事項を記入の上、市役所5階の都市計画課へ。
申込用紙と案内書は、都市計画課のほか、市ホームページに有ります。
なお、同一物件に複数の申し込みがあった場合は、3月6日（日）午前10時から、市役所3階の301会議室で抽せんを行い決定します。
問い合わせは、都市計画課庶務係（☎内線784）へ。



場所	用途地域	地目	面積		単価（円）		販売価格（円）
			m ²	坪	m ² 当たり	坪当たり	
① 新宿一丁目 415 - 9	準工業地域	宅地	310.54	93.94	43,700	144,460	13,570,598
② 新宿一丁目 415 - 21	準工業地域	宅地	236.68	71.60	37,200	122,968	8,804,496
③ 三吉町二丁目 125 - 14	準工業地域	宅地	176.03	53.25	36,500	120,659	6,425,095
④ 三吉町二丁目 125 - 23	準工業地域	宅地	208.95	63.21	35,800	118,342	7,480,410

※坪面積は、平方メートル面積に0.3025を乗じて算出し、端数処理をしてあります。

2月20日(土)・21日(日) 同時開催

第31回桐生広域物産まつり

第54回桐生市特産物展示会

桐生市・日上市親善都市提携
50周年記念 第31回桐生広域
物産まつり



桐生広域の各種物産品及び親善都市である茨城県日立市、徳島県鳴門市の物産品・山海の特産物を展示即売します。豪華景品が当たる大抽せん会や、楽しい企画・イベントも盛りだくさんです。是非、御来場ください。
時間 午前10時～午後4時
場所 市民文化会館スカイホール及び広場
問い合わせは、観光交流課

織都桐生千三百年

桐生きものファッションショー

特別ゲストで、桐生市出身の2015ミスアースジャパン、山田彩乃さんが出演します。桐生ふるさと大使のワンクッションもショーを盛り上げます。

キノピーとぐんまちゃんも駆けつけます。

期日 = 2月20日(土)

時間 = 午後1時から

場所 = 地場産業振興センター第1ホール
※正午から会場内で、先着50人に無料で抹茶を提供します。

問い合わせは、産業政策課工業労政係(☎内線565)へ。

観光・物産係(☎内線369)へ。

第54回桐生市特産物展示会



市内で生産されている花、野菜などの特産品を展示したのち即売します。

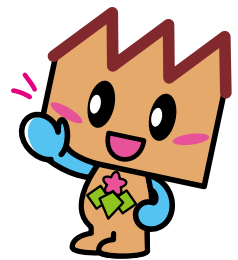
また、2日間とも午前10時から新鮮野菜などを直売します。なお、即売、直売などは売り切れ次第終了します。

時間 午前10時～午後4時

場所 市民文化会館第1・第2会議研修室

問い合わせは、農業振興課

農業振興係(☎内線840)へ。



健康づくり課成人検診業務に係る専用封筒

有料広告を募集します

2月8日(月)から申し込みを受け付け

健康づくり課の成人検診業務に係る専用封筒に掲載する有料広告を募集します。

広告の掲載規格 1 枠縦4センチメートル、横9センチメートル、黒1色、封筒裏面作成枚数及び掲載料など 下表のとおり

使用期間 5月から在庫がなくなるまで(1年間程度)
応募対象 当該年度において、納付すべき市税などを滞納していないこと

規制業種、広告掲載基準、掲載の順位、掲載料に関しては、桐生市公用封筒広告掲載要綱を御覧ください。

申し込み 2月8日(月)から29日(月)までに申込用紙に記入し、直接健康づくり課へ提出してください。

申込用紙及び要綱は、健康づくり課のほか、市ホームページに有ります。

問い合わせは、健康づくり課成人保健係(☎471152)へ。

	規格	作成枚数	1枠当たりの価格	掲載枠数
インフルエンザ・各種検診受診券用封筒	窓あき「長形3号」 120mm×235mm (A4版横3つ折用)	50,000枚	105,200円	1枠
新わたらせ健診受診券用封筒	窓あき「角形2号」 240mm×312mm (A4版用)	46,000枚	102,392円	8枠

軽自動車の廃車や所有者変更

3月中に手続きを

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車や原動機付自転車などを他の人に譲ったり、廃車したりする場合は、3月31日（木）までに所有者の変更や廃車の手続きを済ませてください。

なお、税率改正により、平成28年度の課税から、バイクや小型特殊自動車は全車両の税

率が上がります。四輪の軽自動車などは登録年度と環境性能により、税率が上がる車両と軽減される車両があります。

廃車などの手続きは、次の場所です。受け付けています。

○原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

○軽自動車検査協会群馬事務所（前橋市野中町、☎0503816・3109）
○軽四輪自動車

黒保根支所市民生活課（☎962111）

○軽自動車二輪車（125cc超250cc以下）

群馬県自動車整備振興会（前橋市上泉町、☎027・261・0274）

○二輪小型自動車（250cc超）

関東運輸局群馬運輸支局（前橋市上泉町、☎050・5540・2021）

○軽自動車検査協会群馬事務所（前橋市野中町、☎0503816・3109）

問い合わせは、税務課諸税係（☎内線224）へ。

平成28年

春季全国火災予防運動

3月1日（火）から7日（月）までの7日間、全国一斉に実施します。

平成27年度の全国統一防火標語は「無防備な心に火災がかくれんぼ」です。

■事業所の査察を行います

期間中、不特定多数の人が出入りする事業所の査察や火災予防の広報を実施します。

■消防団などによる呼び掛け

火災予防を呼び掛けます。

■啓発イベントを実施します

大型ショッピングセンターで消防音楽隊の演奏及び消防広報を開催する予定です。

■サイレンを鳴らします

期間中、黒保根町では、各日午前7時と午後7時に、火災予防のためにサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないようにしてください。

問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎471703）へ。

膝腰にっこり楽々教室

市内に居住するおおむね65歳以上の人を対象に体力測定と膝や腰の筋力トレーニングを下表のとおり行いますので、是非、御参加ください。

当日は、運動のできる服装でお出掛けください。
募集人数＝各日30人（先着順）
申し込み＝2月8日（月）から、電話で長寿支援課長寿支援係（☎内線588）へ。

	期日	時間
東公民館	2月17日（水）	13：30～15：00
桜木西公民館	2月23日（火）	13：30～15：00
境野長寿センター	2月24日（水）	13：30～15：00
広沢老人憩の家	2月25日（木）	10：00～11：30
相生公民館	2月26日（金）	13：30～15：00
梅田公民館	2月29日（月）	13：30～15：00
黒保根町保健センター	3月1日（火）	13：30～15：00
新里公民館	3月4日（金）	13：30～15：00
川内長寿センター	3月7日（月）	10：00～11：30
昭和公民館	3月9日（水）	13：30～15：00

健康づくり推進協議会 市民委員2人を募集

市では健康増進計画「元気織りなす桐生21」を指針に、健康づくりのための事業の検討や推進を行う「健康づくり推進協議会」を設置しています。この健康づくり推進協議会委員のうち2人を市民委員として募集します。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間で、年2回程度、同協議会の会議に参加していただきます。なお、報酬はありません。

対象＝市内に居住又は勤務する20歳以上の人
申し込み＝「健康づくり」に関する考えを400字詰め原稿用紙2枚以上にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入し、2月29日（月）まで（必着）に、健康づくり課（〒376-0045末広町13-4保健福祉会館内）に郵送又は直接提出してください。

問い合わせは、健康づくり課成人保健係（☎47-1152）へ。

ジェネリック医薬品の

御使用を

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間終了後に新薬と品質・有効性・安全性が同等であるとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品です。

新薬からジェネリック医薬品に切り替えることで、多くの人は、負担する薬代（自己負担額）を安くすることができま。さらに、医療保険者が負担する薬代も節約できま。すので、医療費財源の有効活用につながります。

お知らせの通知を送付します

桐生市国民健康保険（国保）では、被保険者のうち、ジェネリック医薬品を使うことで一定額以上の薬代が節約できる人に、お知らせの通知を送付しています。

ジェネリック医薬品に関する注意

ジェネリック医薬品に切り替える場合、次の点に御注意ください。
・薬によっては新薬しかない

場合があります。

・複数の薬を服用している時は、薬の組み合わせが変わる場合があります。

・保険医療機関内で薬の処方を受けている人がジェネリック医薬品を希望すると、薬局での院外処方になることがあります。この場合、薬代は安くなっても技術料や管理料などが高くなり、支払いが増えることがあります。

※ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師によく御相談ください。

なお、薬局などでジェネリック医薬品への切り替えを直接、相談し難い場合などに利用できる「ジェネリック医薬品希望カード」は、市役所1階の医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課のほか、市ホームページにも有ります。問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線255）へ。



国民年金保険料

口座振替・クレジット カード払いが便利でお得

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる前納制度があります。
口座振替で2年分、1年分又は6か月分を前納すると、納付書による前納よりもお得です。
また、クレジットカード

払いでも1年分又は6か月分の前納ができます。
口座振替・クレジットカード払いで保険料の前納を希望する人は、2月29日（月）までに金融機関、桐生年金事務所、市役所1階の市民課、新里・黒保根支

所市民生活課で手続きをすると、平成28年度分から適用になります。
●手続きに必要なものは、手続きに必要なものは、次のとおりです。
①預貯金通帳とその届出印
※クレジットカード払い希望の場合はクレジットカード
②基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・国民年金保険料納付書など）
問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

勤労者生活資金の御利用を

対象＝同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に1年以上居住し、市税などの滞納がない勤労者で次の用途に関して資金を必要とする人

資金使途・年利・融資期間＝下表のとおり

限度額＝200万円

返済方法＝分割返済

申し込み＝市内及びみどり市大間々町などの金融機関（横浜銀行と農業協同組合、ゆうちょ銀行を除く）へ。

詳しいことは「勤労者向け制度融資のご案内」を御覧ください。

問い合わせは、取り扱い金融機関又は産業政策課商業・金融係（☎内線583）へ。

資金使途	年利	融資期間
・医療・分べん費 ・修学・資格取得費（教育ローンなど） ・育児休業・介護休業に伴う生活資金	1.8%以内	7年以内 (据置1年以内可)
・冠婚葬祭費 ・生活耐久消費財購入費（自動車の購入など） ・交通事故処理費 ・災害復旧費 ・住宅小修繕費	2.0%以内	6年以内